

令和3年度 錦中学校部活動規定

1. 目的

この規定は錦中学校の教育方針に従って学校教育を第一義としながら、活動に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2. 参加資格

この部活動の参加者は、錦中学校に在籍する生徒とする。また、学校または学級の教育活動を第一義とし、学校生活（学習面や特別活動など）において良好な生徒とする。

3. 加入手続き

この部活動に参加を希望する生徒は、加入承諾申込書を参加する部の部長に提出し入部許可を受ける。

4. 活動について

①部活動の活動時間は原則として次のとおりとする。※絶対下校時刻

4月・・・	18時30分	1月上旬・・・	17時20分
5月～7月・・・	18時45分	1月下旬・・・	17時30分
9月上旬・・・	18時20分	2月上旬・・・	17時40分
9月下旬・・・	18時00分	2月下旬・・・	17時50分
10月上旬・・・	17時40分	3月上旬・・・	18時00分
10月下旬・・・	17時20分	3月下旬・・・	18時10分
11月～12月・・・	17時10分		

※平日の活動時間は、日没前に生徒が安全に帰宅できるよう、日没の時間を規準に絶対下校時刻を定め、長くとも2時間とする。

※土、日曜日・祝日、及び長期休業期間の練習は3時間とし、午前・午後の2部練習は行わない。

※毎月第一日曜日（家庭の日）は活動しない。また、平日1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会等で両日活動した場合は、休養日を翌日に振り返る。また、地域の行事等がある場合は、地域の行事を優先させる。

※長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度長期のまとまった休養日（オフシーズン）を設け、生徒に十分な休養を与える。

※早朝練習は行わない。

※延長練習は、中体連主催、中体連共催及びそれに準じた発表会またはコンクール等の2週間前より、平日の5日間、校長の承認と保護者の承諾を得て行うことができる。延長時間は、絶対下校時刻から1時間程度とする。かつ、最大18：45分（下校19：00）までとする。（延長練習は必ず指導者がついて行い、保護者の送迎が必須。）

②定期テスト前の練習は原則として3日前より中止する。ただし、テスト後2～3日以内に大会（中体連主催または共催）がある時は、1時間以内の練習をしてもよいが、事前に必ず校長の承認を得て、保護者に承諾を得ること。

③練習は学校側の指導者（教員または部活動指導員）のもとで行うこと。

④練習試合は、生徒の発達から見て月3回以内とする。大会参加は中学校体育連盟主催大会年1回、共催大会年2回程度とする。その他の大会については、月に2回以内とし、移動範囲は原則として県内とする。実施に当たっては、部長が、練習相手、試合日、場所、時間、引率者等については事前に校長の承認を得る。

⑤試合等が学校行事と重なった場合は、行事優先とする。

⑥学校生活や教科に対しての取組が不十分な場合は、その活動を優先する。

⑦生徒指導上の問題行動を起こした生徒については、「錦中学校部活動における生徒指導上の問題行動への対応」に基づき、適切な対応をしていく。該当生徒の顧問は、学年団と連携をとり、対応を進めることとする。

⑧各顧問は、月の練習計画並びに引率計画を校長と事務局へ提出する。

⑨練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。また、大会の参加についても同様とする。

5. 設置する部

部活動として、次の各部をおく。但し部の設置及び廃止は、校長が定める。

1	野球	2	卓球	3	男子バレー	4	女子バレー	5	男子ソフトテニス
6	女子ソフトテニス	7	サッカー	8	男子バスケ	9	女子バスケ	10	新体操
11	陸上	12	剣道	13	吹奏楽	14	美術		

※新体操部については、R2年度より新入部員の募集を行っていない。

6. 部の新設置について

次の（1）～（4）の条件を満たすものについて、部長会議で承認を得て、学校長が設置を決定する。

（1）中学校で行う活動として、ふさわしい部であること。

（2）顧問となる教職員がいること。

- (3) 活動に必要な最低人数が入部を希望し、その人数に継続性があること。
 (4) 施設・設備等が、現在活動している部活動と調整が付くこと。
7. 部の休部・廃部について
 次の(1)～(3)の条件にあたるものは休部・廃部を、職員会議(部長会議)で承認を得て、学校長が決定する。
 (1) 顧問となる教員がなく、部員数が下記の人数に満たない場合、休部について検討する。
 (2) 夏季中体連大会またはメインの発表会后、その競技、発表の人数(指定した人数)に満たない部は休部扱いとする。次年度当初、再び下記人数に満たない場合は「廃部」とする。
 (バスケットボール(5)、サッカー(7)、バレーボール(6)、野球(9))
 (3) 個人競技の部については、(2)の条件および団体戦等と照らし合わせて別途検討する。
 (4) 競技によって社会体育への移行が可能な場合は、上記の規定を満たすことなく、別途検討会議を開き、移行を進める。
8. 個人参加競技について
 本校にない部活動で生徒が中学校体育連盟の上部大会につながる個人競技に参加希望があった場合は、部活動部長会で協議し、校長が決定する。
9. 担当者
 ① 錦中学校部活動担当者
 部長・監督・外部委嘱コーチ・部活動指導員
 ② 部長・監督は、本校職員の中から校長の委嘱した者がこれにあたる。但し、校長が必要と認めた場合は外部コーチを学校で検討し、校長が委嘱する。任期は1年間とする。
10. 競技会参加
 部長が、大会名、主催者、大会期日、会場、引率者等を明記した計画書を校長・事務局に提出し、承認を得る。
11. 傷害・保険
 外傷の保障は、スポーツ振興センター及びPTA共済(P災コース)の範囲内とし、他は個人負担とする。
12. 規定の改廃
 この規定の改廃は、部活動部長会または職員会議での話し合いで、校長が行う。
13. 部活動の心得(生徒用)
 ① 部員は規定を良く守り練習をし、目標達成のため努力すること。規定を守らない者は、練習を停止、試合に参加させない。悪質な場合は、校長・部長の話し合いの上、退部させる事もある。
 ② 部員は自主的練習態度を身につけ、部長・キャプテンの指導に従う。
 ③ 練習時間を厳守すること。
 ④ 練習が終了したら、途中寄り道をしないで帰宅を急ぐこと。特に買い食いをしない。
 ⑤ 対抗試合に参加する時は、競技者としてのマナーを十分にわきまえ、学校や部の名誉を傷つけないように心掛けること。
 ⑥ 施設用具は大切に使用し、もし破損しているような時には、部長に届け出て、可能な限り修復する。また、用具の後始末は責任を持ってすること。
 ⑦ 練習終了後、練習場の掃除はしっかりする。なお、借用物は元の位置にきちんと整理する。
 ⑧ 部活動とともに学習や仕事にも、充分、力を入れること。
 ⑨ 身だしなみを正し、あいさつなどの礼儀作法をきちんと行うこと。
 ⑩ 部活動の行き帰りはヘルメット・反射タスキを着用すること。
14. 部活動の組織と位置付け

